

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項
に規定する人権に関する実態の公表

平成29年12月

高 知 県

目次

人権全般

1 人権尊重に向けた取組	1
2 人権啓発に関する主な取組	2
3 教育での取組	3

同和問題

1 現状	6
2 課題	6
3 相談件数・対応件数	6
4 人権侵害の事例と対応	7
5 人権尊重への主な取組	7

女性

1 現状	9
2 課題	9
3 相談件数・対応件数	9
4 人権侵害の事例と対応	10
5 人権尊重への主な取組	11

子ども

1 現状	13
2 課題	13
3 相談件数・対応件数	13
4 人権侵害の事例と対応	14
5 人権尊重への主な取組	15

高齢者

1 現状	17
2 課題	17
3 相談件数・対応件数	17
4 人権侵害の事例と対応	18
5 人権尊重への主な取組	18

障害者

1 現状	20
2 課題	20
3 相談件数・対応件数	20
4 人権侵害の事例と対応	22

5 人権尊重への主な取組	22
高齢者・障害者（共通）	
1 現状	24
2 課題	24
3 相談件数・対応件数	24
4 人権侵害の事例と対応	24
5 人権尊重への主な取組	24
H I V感染者等	
I エイズ患者・H I V感染者等	
1 現状	26
2 課題	26
3 相談件数・対応件数	26
4 人権侵害の事例と対応	26
5 人権尊重への主な取組	26
II ハンセン病元患者等	
1 現状	27
2 課題	27
3 相談件数・対応件数	28
4 人権侵害の事例と対応	28
5 人権尊重への主な取組	28
外国人	
1 現状	29
2 課題	29
3 相談件数・対応件数	29
4 人権侵害の事例と対応	30
5 人権尊重への主な取組	30
犯罪被害者等	
1 現状	31
2 課題	31
3 相談件数・対応件数	32
4 人権侵害の事例と対応	32
5 人権尊重への主な取組	32
インターネットによる人権侵害	
1 現状	35
2 課題	35
3 相談件数・対応件数	35

4 人権侵害の事例と対応	36
5 人権尊重への主な取組	36
災害と人権	
1 現状	38
2 課題	38
3 相談件数・対応件数	38
4 人権侵害の事例と対応	38
5 人権尊重への主な取組	38
その他の人権課題	
I 刑を終えて出所した人	
1 現状	41
2 課題	41
3 相談件数・対応件数	41
4 人権侵害の事例と対応	41
5 人権尊重への主な取組	41
II ハラスメント問題など	
1 現状	43
2 課題	43
3 相談件数・対応件数	43
4 人権侵害の事例と対応	44
5 人権尊重への主な取組	44
参考：人権に関する相談窓口など	45

人権全般

私たちの社会には、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等や外国人などに対する人権に関する問題が依然として存在しています。

さらに、社会状況の変化に伴い、犯罪被害者等への人権侵害やインターネットによる人権侵害、東日本大震災時に人権への配慮が十分でなかった事例等、これまで顕在化していなかった新たな人権課題が発生しています。

学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深めていくことが大切です。

県では、真に人権が尊重される明るい社会づくりに向けて、県内の人権に関する実態や県民の人権に関する意識、意見などを把握しながら、県民の人権意識の高揚のための教育及び啓発に関する施策を総合的に推進しています。

この「高知県の人権について」は、把握した人権に関する実態を毎年公表しているものです。

1 人権尊重に向けた取組

高知県人権尊重の社会づくり条例

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成 10 年 4 月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

高知県人権施策基本方針

あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進や個別の人権課題ごとの推進方針などを定めた高知県人権施策基本方針を策定しました。

また、その後の社会状況の変化に伴う人権課題に対応していくため、平成 26 年 3 月に「高知県人権施策基本方針一第 1 次改定版一」を策定し、人権施策の充実に取り組んでいます。

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

人権尊重への取組や人権侵害の事例などの実態を明らかにし、県民の方々に身近に存在している人権問題に気づいていただくことをねらいとして、平成 12 年 3 月、平成 16 年 3 月に、また、平成 25 年度からは毎年人権に関する実態を公表しています。（高知県人権課のホームページに掲載）

人権に関する県民意識調査

人権についての県民の意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえで基礎資料とすることを目的として、平成 14 年度、平成 24 年度に人権全般にわたる意識調査を実施しました。

また、人権に関する県民意識調査は「高知県人権施策基本方針―第 1 次改定版―」において、5 年ごとに実施していくこととしており、前回調査から 5 年目となる本年、県内在住の 18 歳以上の 3,000 人を対象として平成 29 年 8 月 18 日から 9 月 1 日にかけて調査を実施し、平成 30 年 3 月にその結果を公表する予定です。

2 人権啓発に関する主な取組

人権啓発イベント「じんけんふれあいフェスタ」の開催

開催日：平成 28 年 12 月 4 日（日）

会 場：高知市中央公園

開催内容：和太鼓演奏、人権作文表彰式、
盲導犬デモンストレーション、
アンパンマン ショー、子ども
ステージ、人権啓発マスコット
キャラクター愛称発表会、
ミュージカル、アンケート、
人権相談、人権啓発パネルの
展示など



人権啓発映画等の放送

ミニ番組

「心呼吸しよう」平成 28 年 8 月～平成 29 年 1 月の第 3 土曜日放送（再放送：翌土曜日）

人権啓発シリーズ新聞掲載：7 回

新聞の紙面を通じて、県民の人権問題に対する理解と認識を高めるため、

様々な人権に関するコラムを高知新聞に掲載した。

人権啓発研修企業リーダー育成講座の実施

ヒューマンパワー育成講座 4講座 延べ 238名
ハートフルセミナー 6講座 延べ 772名

人権に関する啓発資料作成

人権啓発冊子作成：2,500部
「平成 27・28 年度人権啓発シリーズ
～心呼吸～」

講師の派遣

研修回数：189回 受講者数：8,578人

人権ふれあい支援事業

民間団体が自主的に行う人権意識の高揚を目的
とした交流体験活動などへの支援
支援団体数：10団体 支援額：1,400千円



スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

冠協賛試合での啓発活動（7月 観戦者：375人）
野球教室の実施による啓発活動
（6月、2月 参加者：延べ131人）
サッカー教室の実施による啓発活動
（8月、1月、2月 参加者：延べ237人）



「高知県人権に関する実態」の公表：11月
「高知県人権施策基本方針-第1次改定版-」平成27年度取組状況について(公表):29年2月

3 教育での取組

全ての人々が人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会づくりを目指して、教育のあらゆる場で、人権教育を推進しています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と示しています。

また、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とり

まとめ]」(平成 20 年 3 月)では、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と述べています。

こうしたことから、人権教育を進めるにあたっては、以下の 4 点を大切にしています。

人権が大切にされる社会を目指す（目的）

人権が大切にされる社会をつくるため、学校、家庭、地域が一体となって、人権や人権問題について学習し、理解することだけではなく、自らの生活を高め、全ての人の人権が大切にされる社会をつくり、受け継いでいくための取組を展開していく行動力が求められています。

全ての人が等しく学習機会を得る（機会）

教育を受けることそのものが人権であるという観点から、全ての子どもに十分な学習機会を提供することを目的として展開される取組が必要です。

人権が大切にされた環境で学ぶ（環境）

安心して教育を受けたり、学習できる環境が整備されていない状況では、あらゆる教育活動は十分な効果を上げることはできません。子どもは、人権が大切にされた雰囲気や環境のなかで学ぶ心地よさを経験することによって、人権の大切さを実感するようになります。

人権や人権問題について学ぶ（内容）

現代社会には、基本的人権が侵害されているさまざまな人権問題があり、社会の進展とともに新たな人権問題が生み出されてきています。それらの解決のためには、それぞれの問題に固有の歴史と課題があることをふまえ、正しい理解と認識を深めることが必要です。その際、単に知識や理解を深めるのみにとどまらず、人権問題を自らの課題としてとらえ、その解決に向けた態度を育むことが大切です。

- ・ 人権教育主任連絡協議会 5回 参加者 306人
- ・ 人権教育推進リーダー育成事業 研修会 3回 対象者 11人
- ・ 人権作文募集事業

応募学校数 139校

取組総数 9,401編

- ※ 法務局や人権啓発センターとの共催とし、広報活動や啓発活動にも役立てている。



人権作文コンテスト表彰式

- ・ 人権教育研究推進事業（人権教育研究指定校事業：高知市立一宮小学校）

同和問題

1 現状

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、経済的・社会的・文化的な不利益を受けてきた問題です。

同和問題に係る差別発言や落書きは減少傾向にあるものの、最近では、インターネットの普及に伴い、匿名性を悪用した掲示板などへの差別の助長につながる書き込みが発生しています。

2 課題

同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています。

3 相談件数・対応件数

平成 28 年度の同和問題に関する差別事象の受付状況については、平成 27 年度に比べると 9 件から 4 件へと減少しました。

受付件数

同和問題に関する差別事象の受付件数

単位：件

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
発言	5	14	11	7	4
落書		4	4		
書簡	1			1	
表記			2		
ネット	2	2	4	1	
合計	8	20	21	9	4

※書簡：葉書、封書による差別文書

表記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネット：インターネット上に設けられた電子掲示板

※平成 25 年度の受付件数は、公表後に追加報告があったことにより修正しています。

4 人権侵害の事例と対応

発言

① 職場において、仕事内容について説明を受けているときに、出身地や出身校、親の職業について差別的な発言を受けた。

対応：法務局へ、人権侵犯事件として調査救済を求めるよう助言を行うとともに、相談を受けた行政の職員が法務局へ同行した。また、労働問題として労働委員会へのあっせんについても助言した。

② 公の施設において、個人名をあげて出身地の話や悪口など、他者に誤解や不快感を与える発言があった。

対応：発言者に発言の意図を確認し、不適切な発言を注意するとともに、施設利用者への啓発を行った。

③ 学校において、教諭が授業に参加していない生徒を指導した際に、生徒から教諭に対して蔑称語を用いた発言があった。

対応：生徒、保護者に蔑称語について説明と指導を行った。

④ 行政への苦情の電話の際に、職員を蔑んだりする差別的な発言があった。

対応：発言者に対して、今後差別的な発言をしないよう啓発した。

インターネット上の書き込み

県や市町村では、インターネット上の差別的な書き込みの削除をプロバイダー等に対して要請しています。

5 人権尊重への主な取組

同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施しました。

第43回「部落差別をなくする運動」強調句間事業

開催日：平成28年7月12日（火）

場 所：高知県立県民文化ホール（オレンジ）

内 容：映画 「炭鉱（ヤマ）に生きる」

講演 「筑豊の炭坑と山本作兵衛の世界
～筑豊と部落問題～」

講師：阿蘇 龍生（あそ たつお）

（田所市石炭・歴史博物館館長）

参加者：389人



新聞広告、ポスターの掲示、列車車内広告等

強調旬間に合わせ、高知新聞への広告掲載やバス運転席後部への車内ポスターの掲示等を実施しました。

人権に関する啓発資料作成事業

第41回「部落差別をなくする運動」強調旬間事業の講演録「差別をなくするために」を増刷し、研修参加者等に配布しました（作成部数：1,000部）。

女性

1 現状

女性に対する人権侵害の中でも、夫（元夫含む）や同棲相手等の身近な人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence・DV）は、女性の人権を著しく侵害するものの一つで、なくすべき重要な課題です。

女性に対する暴力の背景には、「男性優遇」「女は男に従うべき」という旧来の社会通念や男女の経済的格差（「妻を養ってやっている」との思い）など、さまざまな理由が絡み合っていますが、いかなる理由でも暴力は許されるものではありません。

県では、平成 15 年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「こうち男女共同参画プラン」や「高知県DV被害者支援計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて啓発や人材育成など、さまざまな取組を行ってきました。

これらの取組の結果、平成 26 年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、過去の調査結果と比較して、県民のDVに対する意識の高まりが見られましたが、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）やこうち男女共同参画センター「ソーレ」には、DVに関する相談が依然多く寄せられています。

2 課題

これらの暴力の被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、男女差別意識や性別役割分担意識、男女間の経済格差等のさまざまな要因により長年解決されず、今日に至っています。

3 相談件数・対応件数

女性相談支援センターや男女共同参画センターに寄せられる相談及び一時保護に占めるDVの割合は近年減少傾向にありますが、主訴別では最も高い割合を占め続けています。

相談件数、対応件数等の概要

ア 女性の悩みごと等の相談

女性相談支援センター及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」では、女性から寄せられるさまざまな悩みごとや相談に対応しています。

女性の悩みごと等の相談件数

単位：件

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
女性相談支援センター	相談件数	1,453	1,289	1,216	1,209	1,189
	うちDV関係	532	419	389	411	419
	割合	36.6%	32.5%	32.0%	34.0%	35.2%
こうち男女共同 参画センター 「ソーレ」	相談件数	1,472	1,688	1,646	2,351	1,763
	うちDV関係	106	80	66	70	50
	割合	7.2%	4.7%	4.0%	3.0%	2.8%
合 計	相談件数	2,925	2,977	2,862	3,560	2,952
	うちDV関係	638	499	455	481	469
	割合	21.8%	16.8%	15.9%	13.5%	15.9%

※国への実績報告のため、女性相談支援センターは実人数でカウントしています

※ソーレは実際に対応した件数が分かるよう、のべ件数でカウントしています

イ DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

女性相談支援センターでは、DVや経済的な困窮等の理由により、行き場のない女性を緊急に保護したり、自立に向けた支援等を行っています。

保護・支援実績

単位：人

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
県の一時保護所	保護人数	158	68	95	73	81
	うちDV関係	131	54	61	61	56
	割合	82.9%	79.4%	64.2%	83.6%	69.1%
県の自立支援施設	入所人数	8	3	1	3	9
	うちDV関係	4	3	0	0	5
	割合	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	55.6%

※ 人数には要保護女子の同伴児者を含む

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・酒を飲むと、何でもないときに殴る蹴るの暴力を振るわれる。
- ・夫が生活費を入れてくれず、そのことを話すと、物を投げたり、壁を壊

したり、引きずりまわされたりする。

- ・夫から「親姉妹や友人等との関係を絶って、つきあうな」などと強要され、携帯電話を毎日チェックされる。
- ・内縁夫から、仕事やPTAの関係で男性と話をしたり飲み会にいったというだけで仕事やPTAを辞めろと命令される。

対応

- ・電話や来所での相談を受け、相談者の立場に立って一緒に問題の解決を図っていく。
- ・問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報を提供し、適切な助言を行う。
- ・DV被害者等、危険性のあるケースでは「保護命令」について説明し、申請に当たっては手続きの支援を行う。
- ・一時保護の必要なケースは保護を行い、安全な場所への避難を勧める。

5 人権尊重への主な取組

県民のDVに対する意識を高めるための啓発活動のほか、DV被害者の早期発見・早期対応に向けた相談窓口の周知等にも取り組んでいます。

(1) 女性の人権やDV問題に関する県民への啓発

ア 講演会

- ・男女共同参画推進月間講演会（ソーレ主催）

日 時：平成 28 年 6 月 4 日（土）13：30～15：30

場 所：こうち男女共同参画センター

テーマ：「女性の貧困 男性の貧困～私たちの求める生きやすい社会とは～」

講 師：湯浅 誠氏

社会活動家 法政大学教授

参加者：195 人



男女共同参画推進月刊講演会

・DV防止啓発講演会

(高知地方法務局、人権擁護委員連合会、女性保護対策協議会との共催)

日 時：平成 28 年 11 月 5 日 (土) 13：30～15：30

場 所：こうち男女共同参画センター

テーマ：「絶望から生きる」～歌人鳥居
さんが暴力について語る～

講 師：セーラー服の歌人 鳥居さん

参加者：128 人



DV防止啓発講演会の様子

イ 市町村・地域での研修等への講師派遣

- ・ソーレサポーター講師派遣 34 件 (42 回)
- ・ソーレ職員派遣 9 件 (10 回)
- ・県外講師派遣 3 件 (3 回)

ウ その他 広く県民を対象とした啓発

- ・女性団体等への助成事業 ソーレえいど事業 (4 団体)
- ・ソーレ情報誌 (4 回)、ソーレメルマガ (12 回)、啓発パネル貸出 (20 件) 啓発紙「女性の働き方」改訂
- ・県内 9 クラブの国際ソロプチミストや女性保護対策協議会等の民間女性支援団体と連携した啓発・広報活動 (啓発物の作成・配布、高知城ライトアップ等)
- ・県広報媒体 (広報紙・ラジオ等) を活用した広報の実施
- ・公共交通機関 (路線バス) 車内及びバス待合所へのポスター掲示 (バス 40 台及び待合所 2 か所、2 週間)

(2) DV被害者支援関係団体との連携強化

- ・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会の開催
- ・全 5 ブロックでのDV関係機関連絡会議の開催

子ども

1 現状

子どもは、その成長や発達段階に応じた適切な教育や援助が受けられるとともに、人格をもった一人の人間として尊重されることが必要です。

2 課題

しかしながら、少子化や核家族の進行、家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰など、さまざまな問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

3 相談件数・対応件数

(1) 児童虐待相談件数の概要

平成 28 年度の児童虐待受付件数は、平成 27 年度に比べると 515 件から 417 件に、また、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数についても 379 件から 291 件と減少はしていますが高止まり傾向です。

児童相談所における児童虐待相談件数及びその内訳

単位：件

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
受付件数	299	288	383	515	417
対応件数	153	181	235	379	291
全国の対応件数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575

※ 対応件数は、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数

※ 平成 25 年 10 月から虐待と認定した子どもの「きょうだい」についても虐待と認定している

対応件数 291 件の虐待種別については、「心理的虐待」が 113 件（38.8%）で、次いで「保護の怠慢等」が 99 件（34.0%）、「身体的虐待」が 72 件（24.8%）でした。

また、主たる虐待者は、「実母」が 108 件（37.1%）で、次いで「両親」が 99 件（34.0%）、「実父」が 58 件（19.9%）でした。

平成 28 年度 対応件数の内訳

項 目		件数	割合	項 目		件数	割合
虐待種別	身体的虐待	72	24.8%	被虐待児の年齢構成	0～3歳未満	67	23.0%
	保護の怠慢等	99	34.0%		3歳～学齢前	59	20.3%
	心理的虐待	113	38.8%		小学生	107	36.8%
	性的虐待	7	2.4%		中学生	38	13.0%
					高校生	20	6.9%
主たる虐待者	実母	108	37.1%	相談経路	学校等	24	8.2%
	実母以外の母親	0	0%		市町村機関	52	17.9%
	実父	58	19.9%		家族	22	7.6%
	実父以外の父親	6	2.1%		警察等	65	22.3%
	両親	99	34.0%		その他	128	44.0%
	その他	20	6.9%				

(2) 高知県公立学校におけるいじめの認知件数（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査＜文部科学省＞）

高知県公立学校における平成 28 年度のいじめの認知件数は 1,316 件で、平成 27 年度と比べて 1 件増加しました。

高知県公立学校におけるいじめの認知件数

単位：件

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
小学校	199	181	220	775	714
中学校	393	288	284	392	332
高等学校	54	32	161	144	267
特別支援学校	3	9	3	4	3
計	649	510	668	1,315	1,316

4 人権侵害の事例と対応

いじめの主な事例

いじめの態様については、「冷やかす・脅す・嫌なことを言われる」が 945

件（71.8%）で全体の半数以上を占め、次いで「仲間はずれ・集団無視」が181件（13.8%）、「軽くたたく、蹴る」が160件（12.2%）となっています。

また、携帯電話等での誹謗中傷の書き込みは54件となっており、平成27年度と比べて15件減少しています。

5 人権尊重への主な取組

児童虐待防止に向けて、児童相談所や市町村の児童家庭相談体制を強化するための取組や意識の醸成を図るための啓発などを行いました。

また、いじめ問題の解決に向けて、人権尊重の意識が確立されるよう学校での教育や保護者等への啓発、教育相談の充実等の取組を実施しました。

児童相談所の組織・運営体制の強化

- ・児童相談所機能強化アドバイザーの招へい 19回
- ・児童虐待対応専門家（弁護士）の委嘱 1人 など

市町村の児童家庭相談体制の強化や要保護児童対策地域協議会の活動強化

- ・児童福祉司任用資格講習会 16人修了
- ・要保護児童対策地域協議会連絡会議の開催 研修会1回実施 など

児童虐待予防等の取組

- ・虐待防止の意識醸成等を図るため官民協働によるオレンジリボン運動の実施（児童虐待防止月間：11月）

講演会：土佐清水市 11月5日（土） 44人参加

高知市 11月6日（日） 67人参加

パレード：12月4日（日） 約120人参加



「高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会（H27.1.14設置）」による検証委員会1回実施

「高知県児童死亡事例検証委員会（H28.1.8設置）」による検証委員会1回実施

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ・ 志育成型学校活性化事業 推進校 5 中学校
- ・ 未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 推進校 4 中学校区
- ・ 魅力ある学校づくり推進プロジェクト 推進校 1 中学校区

スクールカウンセラー等活用事業 小・中・高・特別支援学校 322 校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

29 市町村、県立中・高・特別支援学校 13 校に配置

生徒指導推進事業

- ・ 生徒指導スーパーバイザー 高知市に 6 名配置

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

- ・ 高知ファイティングドッグス（冠試合）

開催日：平成 28 年 7 月 24 日（日）

内 容：グラウンドで人権イメージキャラクターと一緒に人権啓発横断幕を掲げPR、場内アナウンスによる人権啓発、人権啓発物品の配布等

来場者数：375 人



- ・ 人権サッカー教室野球教室

開催日：平成 28 年 8 月～平成 29 年 2 月（5 回開催）

参加者：237 人

内 容：サッカー教室、高知ユナイテッド S C 選手による人権スピーチ、人権〇×クイズ

- ・ 人権野球教室

開催日：平成 28 年 6 月～平成 29 年 2 月（2 回開催）

参加者：131 人

内 容：野球教室、高知ファイティングドッグス選手による人権スピーチ、人権〇×クイズ

高齢者

1 現状

我が国は現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる急速な高齢化が進行しています。平成 29 年 4 月 1 日現在の人口推計における本県の 65 歳以上の高齢人口は、約 243 千人で、県人口の 34%を占め、県民の 2.9 人に 1 人が 65 歳以上という高齢社会を迎えています。

県では、平成 27 年 3 月(2015)に「高知県高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業支援計画」を策定し、高齢者の人権擁護に向けた取組等も推進しています。

2 課題

認知症高齢者らが経済的な被害を受けたり、高齢者施設で深刻な高齢者虐待の事案が複数報道される等、高齢者を取り巻く社会には、解決しなければならない多くの課題が残されています。

3 相談件数・対応件数

高齢者に関する相談件数

高齢者総合相談センターへの相談件数は、概ね毎年 1,000 件前後で推移していました。平成 28 年度については 769 件の相談があり、そのうち、人権に関する相談は、6 件となっています。

高齢者に関する相談件数

単位：件

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
総 数	995	1,081	972	1,031	769
うち人権相談	1	7	13	9	6

平成 28 年度に県立消費生活センターに寄せられた相談は 2,894 件でした。そのうち 60 歳以上から寄せられた相談は 1,035 件で、全体の 35.8%を占めています。

消費生活相談件数

	20 歳 未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	団体 ・不明	合計
件数 (件)	78	196	310	374	402	448	587	499	2,894
構成比 (%)	2.7	6.8	10.7	12.9	13.9	15.5	20.3	17.2	

4 人権侵害の事例と対応

(1) 事例

- ・家族が家族（息子）から身体的虐待を受けている。
- ・認知症の高齢者が家族から経済的虐待を受けている疑いがある。
- ・自宅を訪問してきた業者に、しつこく勧誘され、断り切れず屋根の工事の契約を結ばされた。
- ・業者からの電話で、不用品の買い取りを承諾したところ、強引に家に上がり部屋を探し回り、契約書と現金を置いて、貴金属を持っていかれた。
- ・業者から、商品を送ると電話があり、注文した覚えのない旨を伝えると、「認知症のせいで忘れていただけだ。」と脅された。後日商品が届いた際、業者の嫌がらせが怖くて代金を支払ってしまった。
- ・認知症の高齢者のもとに、リフォーム業者がたびたび訪れて契約し、高額な料金で工事が行われていた。

(2) 対応

- ・相談者、相談内容に応じ地域包括支援センターへのつなぎや助言、関係機関の紹介などを行った。

5 人権尊重への主な取組

「権利擁護」「人権」をキーワードに、組織をマネジメントする管理的立場の方を対象として、不適切なケアを防止するための取組を考える研修を実施しました。

また、地域包括支援センターの職員を対象とした、権利擁護の取組を推進するための研修も実施しました。

平成 28 年度高知県高齢者権利擁護研修会（2 回）

- ① テーマ：虐待・不適切ケアの防止に向けた取組み
日 時：平成 28 年 12 月 8 日
参加者：159 人
- ② テーマ：虐待防止とストレスケア
日 時：平成 29 年 3 月 9 日
参加者：152 人

地域包括支援センター等職員研修会（1 回）

- テーマ：高齢者虐待防止研修会～高齢者施設等での虐待対応における市町村・地域包括支援センターの役割を考える～
- 日 時：平成 29 年 3 月 8 日
- 参加者：61 人

多様化する悪質商法等による消費者トラブルに陥らないよう、最近の事例を交えた情報提供と正しい知識や対処法の習得、被害の未然防止を目的に、出前講座等を実施しました。

消費生活出前講座

- | | | |
|--------------------|--------|-----------|
| 高齢者・高齢者周辺者消費生活出前講座 | 12 回開催 | 参加者：472 人 |
| 集落活動センター出前講座 | 2 回開催 | 参加者：50 人 |

情報提供

- | | |
|-------------------|---------|
| ラジオ広報「高知県からのお知らせ」 | 17 回 |
| 情報誌「くらしネット」 | 4 回 |
| 地域見守り情報 | 10 回 |
| 高知新聞「暮らしの護身術」 | 35 回 |
| 悪質商法撃退カレンダー | 4,300 部 |
- （地域包括支援センターを通じて高齢者へ配布）

障害者

1 現状

県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成9年）の制定や、ノーマライゼーションを基本理念とする「高知県障害者計画」（平成16年、平成25年新計画）を策定し、「障害福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などとあわせて、障害のある人が、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

国においても、「障害者権利条約」の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の改正など、施策の見直しも進められていますが、障害のある人やその家族が、周りの人たちの障害に対する理解が十分でないことなどによる社会的障壁は、完全になくなっていない状況です。

2 課題

障害者差別解消法（平成28年4月施行）の施行後も、身体障害者補助犬の受け入れ拒否や車いす利用者に対する合理的配慮の提供ができていない事例などが発生しています。

法の趣旨や適切な対応方法などの周知や啓発に取り組むとともに、障害者の権利擁護として幅広く対応していく必要があります。

3 相談件数・対応件数

相談件数

障害者差別解消法に関する相談件数

単位：件

	28年度
不当な差別的取扱い	1
合理的配慮の不提供	2
環境の整備	1

※県・市町村集計

障害者110番

障害者110番は、障害のある人やご家族が抱えている人権や財産などの

問題に、専門の相談員や弁護士が、電話や面接により相談に応じる制度です（相談料は無料・委託先：（社）高知県社会福祉協議会）。

- ・法律相談（弁護士）：毎月2回（第2・4木曜日）13:00～15:00

- ・一般相談（相談員）：月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く。）

9:00～16:00

- ・出前法律相談（弁護士）：平成28年度は芸西村、大川村、三原村で実施

障害者110番への相談件数

単位：件

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総数	1,446	2,012	3,380	2,843	701
うち人権・法律相談	37	41	21	30	39

※平成28年度からは、実人数でカウントしています。

障害者虐待に関する相談・届出

障害者虐待防止法は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります

障害者の虐待は、

- ・特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。
- ・虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- ・虐待をされている人が虐待だと認識できなくて、自分から被害を訴えられない場合があります。

障害者虐待防止法に基づく平成28年度の通報件数等は59件で、そのうち虐待と認定されたのは13件でした。

平成 28 年度 障害者虐待に関する相談・届出（高知県障害者権利擁護センター）

単位：件

	養護者による虐待		施設従事者による虐待		使用者による虐待		合計	
	受付	認定	受付	認定	受付	認定	受付	認定
身体障害	1				8		9	
知的障害			13	6	8	4	21	10
精神障害	1		5		7	2	13	2
発達障害	1		3		6		10	
その他・不明			5	1	1		6	1
合計	3		26	7	30		59	13

4 人権侵害の事例と対応

（1）事例

- ・ 障害者の貯金等の金銭管理に関する親族とのトラブル
- ・ 最低賃金が守られていない（最低賃金減額特例の許可手続の不備など）
- ・ 就労している障害者に対する上司の暴言
- ・ 精神障害がある方に対する嫌がらせや偏見 など

（2）対応

- ・ 虐待が疑われると思われるものは、対応窓口（市町村または労働局）への通報、または県としての権限を行使（施設等への立ち入り検査等）
- ・ 匿名での相談等については、対応できる窓口や相談方法を助言

5 人権尊重への主な取組

障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」の実現を目指して、研修やイベント開催による啓発を実施しました。

研修

- ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修(市町村職員・施設従事者対象) 1 回
受講者：126 人
- ・ 共通研修 平成 28 年 12 月 12 日（月） 受講者：109 人
- ・ 分野別①（市町村・相談支援専門員）平成 28 年 12 月 13 日（火）
受講者：36 人
- ・ 分野別②（施設・事業所の管理者等対象）平成 29 年 1 月 13 日（金）

受講者：74人

イベント

- ・障害者週間の集い（平成28年12月3日（土）） 参加者数：107人
- ・障害者作品展の開催（平成28年11月26日（土）・27日（日））

出品団体：31団体

※ 販売出品：6,314点、作品展示：281点、
パネル展示：14点

- ・障害者美術展（スピリットアート）（平成28年10月7日（金）～16日（日））

	絵画	工芸	写真	書道	立体作品等	計
応募作品	437	184	51	268	112	1,052
展示作品数	101	53	13	50	28	245

入場者数：5,282人

平成28年度 第66回 高知県芸術祭共催行事

第20回 高知県障害者美術展

絵画 工芸 写真
書道 立体作品等

スピリットアート

第19回スピリットアート 工芸部門特賞 「静寂 暁の嵐」 安藤 光博

第18回スピリットアート 書道部門特賞 「夢」 天宮 智紀

第17回スピリットアート 絵画部門特賞 「静の境をいかに作るか」 岸山 謙

会期 ● 2016. 10/7 (金) - 16 (日) 午前9時～午後5時 (初日のみ午前9時30分～)

会場 ● 高知県立美術館 (1階第4展示室) 入場無料

主催 / 高知県障害者美術展実行委員会・高知県
共催 / 高知新聞社・KBC高知放送

◎作品搬入 / 平成28年9/29 (木) 午前9時～午後4時

利用のお願い / 高知県障害者美術展事務局 ☎0985-825-4128 ☎平日9:30～17:30 高知県立美術館障害者支援センター ☎0985-813-0663 ※平日8:30～17:15

高齢者・障害者（共通）

1 現状

地域において生活している高齢者や障害者の中には、認知症や障害等の状況によって判断が十分にできないという方がいます。

2 課題

判断が十分にできない方の中には、日常生活に必要なサービス等を受けられないほか、詐欺まがいの手口で不必要なものを購入させられたりする経済的被害や、家族や親族に年金を使われたり、借入をさせられる等の経済的な虐待を受けている方がいることから、何らかの対応が必要です。

3 相談件数・対応件数

「日常生活自立支援事業」における対応件数等は、下記5のとおりです。

4 人権侵害の事例と対応

- ・ 不必要な高額商品を買わされるなど、詐欺あるいは詐欺まがいの手口で経済的な損失を被る。
- ・ 家族に金銭管理を頼んでいたが、実際は使い込まれており、生活に必要な支払が滞るなど、家族・親族からの経済的な虐待を受ける。
- ・ 親族のDVにおびえ借金をさせられ、生活が困窮する。

5 人権尊重への主な取組

認知症や障害等によって判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるように福祉サービスの利用援助等の生活支援を実施しました。

過去5年間では、平成24年度をピークとして利用者が減少傾向にありますが、平成28年度の契約締結数は平成27年度より17人増加し、毎年600人を超える方が利用しています。

日常生活自立支援事業 利用者数

単位：人

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
認知症高齢者	258	245	238	226	228
知的障害者	275	264	244	237	214
精神障害者	126	123	117	126	127
その他	17	20	18	31	43
合 計	676	652	617	620	612

日常生活自立支援事業 契約締結数

単位：人

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
認知症高齢者	77	57	57	43	53
知的障害者	44	13	20	14	24
精神障害者	28	19	17	21	23
その他	5	6	3	14	9
合 計	154	95	97	92	109

- ・高知県社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」（県が事業費を補助）を実施。（市町村社協へ委託し、本人、県社協、市町村社協で3者契約）

※日常生活自立支援事業は、高齢や障害などの事情によって地域で生活する判断能力が不十分な方の生活支援のための事業。生活支援員等の地域住民と連携しながら、本人の生活に関わる相談支援を行い、併せて福祉サービス利用料や日常的なお金の管理といった「生活に関わるお金の心配事」にも踏み込んで、一体的に支援を行う事業。（社会福祉法第2条3項12号）

- ・個別支援のための関係機関との連携体制構築を支援する専門員を県社会福祉協議会に配置

H I V感染者等

I エイズ患者・H I V感染者等

1 現状

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

そのため、国や県ではエイズに関するさまざまな情報の提供や取組を行い、社会のエイズに対する理解は一定進んできました。

2 課題

さまざまな情報の提供や取組を行ってはいますが、いまなお誤った認識や偏見が存在しています。

3 相談件数・対応件数

(1) 相談件数・対応件数

県内6つある保健所では、H I Vに関する相談を行っており、平成26年度までは100件を超える相談が寄せられていましたが、平成28年度は56件でした。

H I V相談件数

単位：件

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
H I V相談件数	144	137	116	78	56

(2) 主な相談内容

- ・周囲の偏見が心配（プライバシーの漏洩）

4 人権侵害の事例と対応

平成28年度は、把握する事例なし。

5 人権尊重への主な取組

高知県感染症対策協議会エイズ・性感染症対策本部会や市町村、関係機関との連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を実施しました。

「HIV検査普及週間（5月30日～6月3日）」

HIV時間外検査・相談の実施

検査件数：1件 相談件数：0件

「世界エイズデー（12月1日）」にあわせた啓発活動

キャンペーン、イベント：6か所

HIV検査件数：7件 相談件数：2件

学校教育と連携したエイズ予防・啓発教育

小学校への出前講座：3校（42人）

「結核予防週間（9月24日～9月30日）」にあわせた啓発活動

街頭啓発・各種集会（パネル掲示、啓発物の配布、健康相談等）

「じんけんふれあいフェスタ」での啓発活動

開催日：平成28年12月4日（日）

場 所：高知市中央公園

内 容：パネル展示、啓発資材の配布

Ⅱ ハンセン病元患者等

1 現状

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、国の強制隔離政策などにより、「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、偏見、差別が助長されてきました。

平成13年には強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されてからは、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

2 課題

現在もハンセン病に対して、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

3 相談件数・対応件数

平成 28 年度は、相談なし。

4 人権侵害の事例と対応

平成 28 年度は、把握する事例なし。

5 人権尊重への主な取組

ハンセン病元患者等への支援と、ハンセン病に関する正しい知識を身につける教育啓発を実施しました。

中高生等による療養所訪問

国立療養所大島青松園（香川県）：平成 28 年 8 月 24 日（水）

訪問人数：26 人（6 校：22 人（中学生 2 人、高校生 14 人、引率教員等 6 人）、県担当課等同行者 4 人）

ボランティアグループによる療養所訪問（よさこい踊り等の披露）

国立療養所長島愛生園（岡山県）：平成 28 年 10 月 27 日（木）

参加人数：25 人（県担当課同行者 2 人を含む）

「じんけんふれあいフェスタ」での啓発冊子の配布

実施日：平成 28 年 12 月 4 日（日）

場 所：高知市中央公園

啓発パンフレットの配布

外国人

1 現状

平成 28 年 12 月 31 日現在、国籍・地域別外国人住民数は、3,997 人となっています。

中国が 1,247 人と最も多く、フィリピン 657 人、韓国・朝鮮 569 人、ベトナム 467 人と続いています。平成 28 年は前年（平成 27 年 3,728 人）に比べ 269 人、7.2%の増加となっています。

※出典：法務省 在留外国人統計

2 課題

言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重する、多文化共生社会を実現するうえで、継続して異文化理解推進に取り組むことが必要となっています。

3 相談件数・対応件数

相談件数

人権・生活相談件数については、平成 27 年度に比べると 11 件から 29 件と増加しています。

相談内容としては、在留資格に関するものが 2 件、日本語教育に関するものが 18 件、仕事に関するものが 3 件、病院、幼稚園、精神的な悩み、結婚、保険会社、ホームページに関するものが各 1 件となっています。

人権・生活相談受付件数

単位：件

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
暴力・離婚	2	1			
在留資格	2			2	2
住居					
ストレス					
その他	3	2	1	9	27
合 計	7	3	1	11	29

※ 主催：(公財)高知県国際交流協会

4 人権侵害の事例と対応

平成 28 年度は、把握する事例なし。

5 人権尊重への主な取組

国際理解教育の推進による差別意識の解消への取り組み

- ・ 異文化理解(出前)講座
異文化理解講座 6 回
参加者合計：116 人
異文化理解出前講座 6 回
参加者合計：391 人
- ・ ジュニア国際大学
参加者 25 人
- ・ 国際ふれあい広場 in こうち
参加者：4,600 人



異文化理解講座（タイ）

日本語教育の推進による日常生活の不安解消の取り組み

- 日本語講座初級 I・II・III、漢字読み書きクラス 参加者 53 人
- 昼間の日本語講座開催 参加者 16 人
- 日本語ボランティア講師養成講座 参加者 30 人
(日本語ボランティア研修を含む)

人権侵害による被害の救済等への対応

生活相談窓口の設置

- ・ 開催場所：(公財) 高知県国際交流協会 高知市本町 4-1-37
TEL(088)875-0022 FAX(088)875-4929

外国語人権相談ダイヤル（法務省）

TEL0570-090911（平日 9:00～17:00）

対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、
ベトナム語

犯罪被害者等

1 現状

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる問題（二次被害）にも苦しめられます。

また、心身の回復や裁判等のために仕事を継続することが困難な場合もあります。

現在、県内では高知県警察本部に「被害者支援室」を設置し、犯罪被害者に対する情報提供等をはじめ、捜査過程における犯罪被害者の負担軽減、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者の安全の確保、被害者支援に関する広報活動等、さまざまな側面から被害者支援の充実を図るとともに、「犯罪被害者ホットライン」による相談対応も行っています。

また、全国でもボランティアを核とした民間の支援団体が次々と設立され、県民の誰もが犯罪の被害者になる危険性があるなか、被害者の視点に立った切れ目のない支援活動を行うため、本県では平成19年に「認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター」が設立されました。この被害者支援センターでは、犯罪被害者等からの電話・面接での相談をはじめ、警察・病院・裁判所等への付き添いや、法律相談、自宅訪問などの直接的な支援、被害者支援の必要性を訴える講演・広報啓発活動を実施しています。

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害者とその家族、遺族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活を取り戻せるよう支援していくことが必要となっています。

2 課題

多くの犯罪被害者とその家族は、直接的な被害に加え被害後に生じる2次被害からの回復のため、長期にわたる適切な支援が必要ですが、犯罪被害者等は社会の例外的な存在であって、自分たちとは関係ないという誤った認識や、犯罪被害者等は特別に公的に守られ、尊重され、加害者からの弁済に加えて十分な支援が受けられることで容易に被害から回復できているという誤解による無理解があります。

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で必要な時にいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられる継ぎ目のない支援

体制づくりに向けた取組が必要です。

3 相談件数・対応件数

平成 28 年度の認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターの相談及び支援件数については、493 件から 675 件と増加しました。

認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター
による相談及び支援件数

単位：件

項目	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
電話・面談相談件数	274	272	267	360	411
直接支援件数	261	410	123	133	264
合計	535	682	390	493	675

※ 直接的支援：病院・裁判所等への付き添い、生活支援、自宅訪問等

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・加害者と居住地が近いことから、犯罪被害に遭った被害者が引っ越しせざるを得なくなり、引っ越した。
- ・家族が犯罪被害者に遭ったことにより、勤務先でのあらぬ噂や中傷に苦しみ、退職せざるを得なくなった。
- ・事件により遺族がつらい思いをしている中、地域で加害者側が中傷する言動を繰り返していることを知り、さらに心を痛めることとなった。

対応

- ・こうち被害者支援センターや県警の「犯罪被害者ホットライン」等の相談窓口の紹介

5 人権尊重への主な取組

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施しました。

(1) 犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進

広報媒体での啓発実施

ラジオ広報：年 2 回 広報誌による情報提供：年 1 回

関係機関が実施する啓発への支援

「犯罪被害者週間」における街頭啓発活動（認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター主催）への参加

平成 28 年 12 月 1 日（木） イオンモール高知 1 階

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

県警の被害者支援室等では、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を中学校 11 校、高校 4 校で開催しました。参加した生徒からは、「人とのつながりをもっと大事にしていきたいと思った」「自分の命も周りの命も大切にしていきたいと思った」などの感想が寄せられ、中高生の規範意識の向上や他者を思いやる気持ちの醸成につながりました。

自転車交通安全教室の開催

県警等では、スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室を中学校 3 校、高校 9 校で開催し、事故の衝突の恐ろしさを実感させ、交通ルールを守ることを呼びかけるとともに、被害者支援室員が交通事故被害者遺族の手記を紹介し、子どもを亡くした親の思い、命の大切さなどについての理解を深め、被害者への配慮や協力していく意識の醸成を図りました。

犯罪被害の実態や現状に関する講義の実施

県警の被害者支援室員が、高知大学医学部及び高知県立大学看護学部において「犯罪被害について知っておいてほしいこと～性被害の実態とその支援」と題して講義を行い、性犯罪被害を中心にその実態や現状を知ることにより、犯罪被害者等の思いや立場を理解し、「社会全体で被害者を支える」という意識を醸成するとともに、自らも犯罪に巻き込まれないための「心構え」を促しました。

こうち犯罪被害支援センターとの共催による講座の開催

テーマ：「子どもへの性暴力～その理解と支援～」

講師：野坂 祐子氏

大阪大学大学院人間科学研究科準教授

参加者：100 人

(2) 犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

関係機関との情報共有・支援

- ・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会(6月28日(火)、9月27日(火)、1月24日(火))
- ・犯罪被害者支援連絡協力会定例会(11月29日(火))
- ・東部地区(安芸市)及び西部地区(四万十市)における出張法律相談の会場提供(共催 年12回)

警察庁との共催による犯罪被害者等施策に関する研修会の開催

- ・市町村の「犯罪被害者等に対する総合的対応窓口」担当者を対象に、被害者支援に係る基礎知識等を学ぶための研修会を開催しました。(11月2日(水))

性暴力被害者専用相談電話の開設

- ・性暴力の被害にあわれた方への支援充実のため、性暴力被害者専用相談電話「CORAL CALL」(コーラルコール)を認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター内に設置しました。(4月1日(金))

性暴力被害者支援補助事業

- ・性暴力の被害に遭われた方の経済的負担軽減のため、被害に伴う産婦人科医療に係る費用の助成を行いました。

インターネットによる人権侵害

1 現状

インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が後を絶ちません。

また、全国的にソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service・SNS）における「なりすまし」や「ソーシャルメディアハラスメント」（SNSなどを通じて行われる嫌がらせ）等の行為も問題になっています。

2 課題

インターネットによる人権侵害の特徴としては、加害の容易性、匿名性、被害の急速・拡大化、被害の回復の困難性があり、対応が困難で時間がかかります。

3 相談件数・対応件数

高知地方法務局が平成 28 年に取り扱ったインターネット上の人権侵犯情報に係る人権相談件数は 48 件で、平成 27 年に比べると 24 件増加しています。

また、人権侵犯事件数は 11 件で、平成 27 年に比べると 3 件増加しています。

インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	24年	25年	26年	27年	28年
相談件数	15	25	39	24	48

インターネットを利用した人権侵犯事件（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	24年	25年	26年	27年	28年
人権侵犯事件数	3	4	16	8	11

また、国の「平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、いじめの態様として、携帯電話等での誹謗中傷の書

き込みは 54 件（小学校 12 件、中学校 24 件、高等学校 18 件）で、全体では減少していますが、小学校は増加傾向にあります。

高知県公立学校におけるいじめの認知件数のうち、携帯電話等での誹謗中傷

単位：件

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
認知件数	32	42	40	69	54

4 人権侵害の事例と対応

- ・インターネット上でのプライバシーの侵害
- ・インターネット上での名誉棄損

5 人権尊重への主な取組

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、起こった場合の対応等についての周知を行いました。

(1) 教育

子どもたちをネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないために、学校での情報モラル教育の推進と、保護者等への啓発活動の両面で取組を実施しました。

親子で考えるネットマナーアップ事業

- ・ネット問題啓発のための保護者向けリーフレットの配付（県内の児童生徒の保護者）
- ・情報モラルを身に付けるための児童生徒向けリーフレットの配付（県内の小学校 4 年生、中学校 1 年生、高等学校 1 年生の児童生徒）
- ・SNS の正しい使い方（特にLINE）についての新生児向けリーフレットの配付（県内の中学校、高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）の新生児）
- ・学校における情報モラル教育推進に向けた実践事例集の活用



学校ネットパトロール（業者委託）

- ・学校非公式サイトやSNS等の定期検索（中学校・高等学校：年6回、小学校・特別支援学校：年2回）
- ・緊急性の高い事案については、市町村教育委員会や学校に情報提供し、対応を依頼するとともに、24時間継続監視

いじめ防止対策等総合推進事業

- ・児童会生徒会交流集会（ネットいじめを含むネット問題について）
参加者：児童生徒 659人
大人 748人

出前講座

インターネットの危険にさらされる可能性の高い若者を対象とした出前講座を実施しました。

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| ・「ゲーム、ネット依存」 | 参加者：25人 |
| ・「SNSの危険性」 | 参加者：182人 |
| ・「メディアリテラシーから考える人権教育」 | 参加者：19人 |
| ・「子どもの健やかな発達のために
～ケイタイやネットとの関わり方」 | 参加者：211人 |
| ・「メディアリテラシーを育てるための研修」 | 参加者：95人 |
| ・「子どもをネット中毒から守るために
（就学時健診）」 | 参加者：43人 |
| ・「インターネット・スマートフォンが
及ぼす影響」 | 参加者：49人 |
| ・「インターネット・スマートフォンの
正しい使い方と危険性」 | 参加者：180人 |
| ・「ネット依存を防ぐために」 | 参加者：37人 |
| ・「携帯・スマホに潜む危険」 | 参加者：42人 |

（2） 啓発

高知新聞へのコラム掲載

「子どもに迫るネットの闇」

掲載日：平成28年7月27日（水）

講師派遣事業

インターネットをテーマとした研修：4回

受講者：347



災害と人権

1 現状

本県では、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、平成 20 年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」※を制定しています。

現在、防災・減災に関するさまざまな施策を推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例なども教訓として、要配慮者への配慮や男女のニーズの違い等、男女双方の視点の留意などに関する取組をしています。

具体的には、地域防災計画に要配慮者等への配慮の必要性を記載するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定・見直しの支援、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインや避難所運営の手引きの改訂、避難所運営訓練の実施、心のケア体制の整備、福祉避難所の指定促進等の対策を推進しています。

このほかにも、社会福祉施設の防災対策や、災害時にボランティアを受け入れるための「災害ボランティアセンター」の体制づくりなどにも取り組んでおり、こうした施策が人権に配慮した人づくり・ものづくりになっています。

2 課題

このようなハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進していくことが必要となっています。

※ 平成 26 年 4 月条例一部改正により、現在は「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」と改められています。

3 相談件数・対応件数

平成 28 年度は、相談なし。

4 人権侵害の事例と対応

平成 28 年度は、把握する事例なし。

5 人権尊重への主な取組

災害時や災害後においても災害時要配慮者に対して人権に配慮した適切な対応が行えるよう、避難支援対策等の取組を推進しました。



災害時要配慮者の避難支援の手引き
(概要版) (平成 26 年 3 月)



福祉避難所運営訓練マニュアル
(平成 27 年 1 月)

要配慮者の避難支援対策

- ・「避難支援の手引き (平成 25 年度作成)」の活用周知
- ・「要配慮者避難支援対策事業費補助金」の制定 (平成 27 年度から)

在住外国人への防災・災害情報の提供

南海トラフ地震対策パンフレット (5 か国語)・携帯カード (6 か国語)・高知市津波ハザードマップ (3 か国語) の配布、災害時ラジオ放送原稿の収録



上段左から英語、中国語 (簡体字)、韓国語
下段左 インドネシア語、ベトナム語

福祉避難所の整備促進

- ・福祉避難所指定数

平成 25 年 12 月末 20 市町村 93 施設 → 平成 29 年 3 月末 34 市町村 199 施設

- ・「福祉避難所指定促進等事業費補助金」の制定（平成 24 年度から）
- ・「福祉避難所運営訓練マニュアル」の作成（平成 26 年度）

災害救護救援研修会の実施

委託先：日本赤十字社高知県支部

参加者：地域住民、自主防災組織運営関係者、行政職員、赤十字奉仕団

開催日時、場所、参加者

【1回目】平成 29 年 1 月 28 日（土）13 時～16 時 宿毛市（48 人）

【2回目】平成 29 年 1 月 29 日（日）13 時～16 時 高知市（99 人）

【3回目】平成 29 年 2 月 4 日（土）13 時～16 時 安芸市（65 人）

合計 212 人

災害ボランティア活動支援（実施主体：高知県社会福祉協議会）

- ・災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議：

平成 28 年 7 月 25 日（月）

- ・各種研修会の開催

運営基礎研修：平成 28 年 9 月 16 日（金）

中核スタッフ研修：平成 28 年 10 月 4 日（火）

被災者生活支援フォーラム：平成 29 年 1 月 23 日（月）

ブロック連携による災害ボランティアセンター運営訓練：

平成 29 年 2 月 6 日（月）

出前講座（実施主体：こうち男女共同参画センター「ソーレ」）

地域に出向いて防災に関する出前講座を実施しました。

- | | | |
|------------------------|-----|-------|
| ・「防災と食」 | 参加者 | 43 人 |
| ・「防災と男女の役割」 | 参加者 | 31 人 |
| ・「親子で学ぼう防災教室」 | 参加者 | 66 人 |
| ・「男女共同参画の視点で考える防災」 | 参加者 | 6 人 |
| ・「男女共同参画の視点での防災と食生活」 | 参加者 | 106 人 |
| ・「災害時の食生活～男女共同参画の取り組み」 | 参加者 | 20 人 |

その他の人権課題

I 刑を終えて出所した人

1 現状

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

2 課題

これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要ですが、現実には極めて厳しい状況です。

3 相談件数・対応件数

平成 28 年度の地域生活定着支援センターでの依頼・相談件数は 56 件で、平成 24 年度の約 1.3 倍となっています。

保護観察所等からの依頼・相談件数（地域生活定着センター）

単位：件

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
受付件数	44	40	56	53	56

4 人権侵害の事例と対応

平成 28 年度は、把握する事例なし。

5 人権尊重への主な取組

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者が退所後直ちに必要な福祉サービス等を受けられることができるよう、その準備を矯正施設入所中から保護観察所と協働して進めるため設置している「高知県地域生活定着支援センター」（委託先：一般社団法人高知県社会福祉士会）を通じて、矯正施設退所者の社会復帰を支援しました。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1 福祉サービスのニーズ確認 | 2 受入先施設等のあっせん |
| 3 福祉サービス等に係る申請支援 | 4 受入施設等への助言 |
| 5 その他本人・関係者への相談対応・助言・支援 | |

平成 28 年度対応状況

単位：人

対応内容	人数
コーディネーター（特別・一般） ※ 特別：退所後の適当な帰住予定地が確保されていない者を対象に帰住予定地の確保も含めた生活環境の調整を行う ※ 一般：退所後の帰住地が確保されている者を対象に生活環境の調整を行う	14
フォローアップ	5
相談支援	37
合 計	56

講演会の実施

第 6 回高知県地域生活定着支援センター講演会

日 時：平成 28 年 10 月 16 日（日）13:00～16:30

場 所：ちより街テラス（3F）ちよテラホール

演題 1：「女子刑務所に関わる人達－受刑者・職員・家族」

講 師：琉球大学法科大学院教授 矢野 恵美氏

演題 2：「どんな人生もいいものだ」

～女子刑務所で学んだ真の「回復」方法とは～

講 師：一般社団法人 WANA 関西代表理事 藤木 美奈子氏

参加者：80 人

Ⅱ ハラスメント問題など

1 現状

職場におけるハラスメントについては、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるものです。

2 課題

各種ハラスメントの発生の原因や背景として、ハラスメント行為者に自身の言動や行為の内容について認識がないことや役割分担意識が依然として残っていること、妊娠や出産への理解がないことが挙げられます。今後、個々の認識及び役割分担意識を変えていくことが必要です。

3 相談件数・対応件数

高知労働局雇用環境・均等室への相談件数

単位：件

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等について	144 (87)	82 (55)	126 (90)	88 (60)	84 (60)
育児・介護休業等について	1,372 (115)	3,251 (139)	505 (100)	437 (133)	330 (73)

※（ ）内は、全相談件数のうち労働者からの相談件数
相談件数には、制度に対する問い合わせも含まれる

	28年度
いじめ、嫌がらせ	353
セクシュアルハラスメント	25
いわゆるマタニティハラスメント	31

※平成28年度から相談件数の計上方法について変更が行われた

4 人権侵害の事例と対応

- ・人格否定型：「バカ」「アホ」「のろま」「お前」「無能」「別の会社に行っても勤まらない」「あなたとは働きたくない、話したくない」「(表情が) 気に食わない」「気持ち悪い」「(目が) 反抗的だ)
- ・侮辱型：「(~できなければ) 給料を払わない、減らす」「給料泥棒」「ふざけるな」「馬鹿にしているのか」
- ・業務指示型：「仕事ができない、遅い」「嫌なら辞めろ」「帰れ」「言うことを聞け」「こんなことも解らないのか」「早く仕事を覚えろ」

5 人権尊重への主な取組

少子対策課の設置する「高知県少子化対策推進県民会議」や、高知労働局等と連携して「ワーク・ライフ・バランス」に関する以下の事業に取り組みました。

ワークライフバランス推進キャンペーン（平成 28 年 11 月 13 日～26 日）

ワークライフバランスセミナー開催（平成 28 年 11 月 18 日（金））

ワークライフバランス推進ポスターの作成、配布（1,500 枚）

次世代育成支援事業の周知・啓発（認証企業数：174 社）※平成 29 年 3 月末

参考：人権に関する相談窓口など

人権全般・同和問題・インターネットによる人権侵害

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
人権全般に関すること 同和問題に関すること インターネットによる人権侵害に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権 110 番」	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (年末年始(12月29日～1月3日)、祝日を除く)
	高知県文化生活スポーツ部人権課	088-823-9804	
	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	

45

女性

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
女性が抱える様々な問題 や配偶者などからの暴力 に関すること	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	電話相談 平日 9:00～22:00 (17:15～18:00 は除く) 土日祝 9:00～20:00 (12:00～12:50、17:30～17:40 は除く) ※年末年始を除く 来所相談 平日(要予約) 9:00～17:15 (受付は 16:30 まで) 法律相談 毎月第2水曜日(要予約) 14:00～16:00

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
女性の様々な悩みや日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9555	毎日 9:00～12:00、13:00～17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
男性の悩みや不安、ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9100	毎月第1・3火曜、第4水曜(要予約) 18:00～20:00
職場におけるセクシュアルハラスメント、育児・介護休業等に関すること	高知労働局雇用環境・均等室	088-885-6041	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
性犯罪被害、DV被害、ストーカー被害、被害者支援などに関する相談	高知県警察本部警務部県民支援相談課 女性被害相談電話 「レディースダイヤル 110 番」	088-873-0110	24 時間受付
女性の人権侵害に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810 (ナビダイヤル)	平日 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)

子ども

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめや不登校、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	088-833-2929	電話相談 月～金 9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く） 来所相談 （要予約） 月～金、第2土曜日（8月を除く）9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く） Eメール相談 Kodomo24@kochinet.ed.jp 返信 月～金 9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く）
		0120-0-78310	24時間子ども SOS ダイヤル（無料）
親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談	高知弁護士会「子どもの権利 110 番」	088-872-0324 （代表）	月～金 9:00～17:00 （年末年始、祝日を除く、12:00～13:00を除く）
子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などに関すること	高知県中央児童相談所	088-866-6791	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く） 通告については24時間対応
	高知県幡多児童相談所	0880-37-3159	
子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待などに関する相談	子どもと家庭の 110 番	088-872-0099	9:00～18:00（年末年始を除く）

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	子どもの人権 110 番	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	088-825-0110 088-822-0809	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

高齢者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
高齢者や家族の日常生活のなかでの悩みごとや、健康・介護の方法、福祉用具等の相談や、法律相談	シルバー110番 (高知県高齢者・障害者権利擁護センター)	088-875-0110	一般相談 月～土 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く) 内容：生活・介護、福祉サービス等高齢者福祉全般 専門相談 法律相談(要予約)毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く) 内容：財産、相続・借地借家・金銭貸借等
在宅の要援護高齢者やその家族等からの在宅介護等に関する相談	市町村の地域包括支援センター		月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝祭日を除く)

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
認知症の人や知的・精神障害のある人など、自己決定能力に支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福)高知県社会福祉協議会	088-844-4600	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)

障害者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
障害のある人やその家族が抱える人権などの問題に関すること	障害者 110 番 (社福)高知県社会福祉協議会障害者相談室)	088-828-8400	一般相談 月～土 9:00～16:00 (毎月第2日曜日及び祝日、年末年始を除く) 法律相談 (要予約) 第2、第4木曜日 13:30～15:30
障害者や家族の日常生活の中での悩みごと、健康・介護の方法や福祉用具等の相談、法律相談	高知県高齢者・障害者権利擁護センター	088-875-0110	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) 上記の時間以外は、留守番電話で受け付けています。
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	高知県精神保健福祉センター 「心のテレ相談」	088-823-0600	月～金 13:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)
	高知県地域福祉部障害保健福祉課	088-823-9633	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	県内各福祉保健所		月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	安芸福祉保健所（健康障害課 直通）	0887-34-3177	
	中央東福祉保健所（健康障害課 直通）	0887-53-3173	
	中央西福祉保健所（健康障害課 直通）	0889-22-1249	
	須崎福祉保健所（健康障害課 直通）	0889-42-1875	
	幡多福祉保健所（健康障害課 直通）	0880-34-5124	
	高知市保健所健康増進課	088-822-9114 088-823-9115	
	高知市福祉事務所障がい福祉課	088-823-9378	

H I V感染者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
エイズ患者・H I V感染者・その他感染症に関すること	高知県健康政策部 健康対策課（感染症担当）	088-823-9677	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	県内各福祉保健所		
	安芸福祉保健所（健康障害課 直通）	0887-34-3177	
	中央東福祉保健所（健康障害課 直通）	0887-52-4594	
	中央西福祉保健所（健康障害課 直通）	0889-22-1247	
	須崎福祉保健所（健康障害課 直通）	0889-42-1875	
	幡多福祉保健所（健康障害課 直通）	0880-34-5120	
	高知市保健所地域保健課	088-822-0577	

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
エイズに関すること	エイズ予防財団	0120-177-812 携帯電話からは 03-5259-1815	月～金 10:00～13:00 14:00～17:00（年末年始、祝日を除く）
	HIVと人権・情報センター東京支部	03-3292-9090	月～木 9:00～21:00 金曜日 9:00～18:00 祝日 14:00～17:00
	HIVと人権・情報センター中部支部	052-831-2228	水曜日 19:00～21:00
	HIVと人権・情報センター関西支部	06-6635-8332	金曜日 18:00～20:00
	高知県エイズ治療拠点病院		月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	高知大学医学部附属病院	088-866-5811	
独立行政法人国立病院機構高知病院	088-844-3111		
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	088-837-3000		
高知県立あき総合病院	0887-34-3111		
	高知県立幡多けんみん病院	0880-66-2222	
ハンセン病に関すること	高知県健康政策部 健康対策課（感染症担当）	088-823-9677	

外国人

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
外国人の人権・生活相談	(公財)高知県国際交流協会	088-875-0022	月～土 8:30～17:00 (祝日、休日、年末年始は除く ※8月の土曜日は閉所) 予約制
外国語による人権相談	法務省人権擁護局 「外国語人権相談ダイヤル」	0570-090-911 (ナビダイヤル)	平日 9:00～17:00 (対応言語: 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語)

犯罪被害者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
犯罪被害に関すること	認定NPO法人こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日除く)
	高知地方検察庁「被害者ホットライン」	088-872-9190	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	高知県警察本部警務部県民支援相談課 被害者支援室 「犯罪被害者ホットライン」	088-871-3110	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	日本司法支援センター法テラス 「犯罪被害者支援ダイヤル」	0570-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (日曜祝日・年末年始除く)

災害と人権

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
災害時の人権への配慮に関する研修などについて	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	